食中毒警報等発令要領

1 目的

夏期における食中毒の多発が予想される時期に、食中毒注意報又は食中毒警報(以下「警報等」という。)を発令し、食品関係営業者のみならず市民一般に対して食品の取扱い及びその他の食品衛生に関する注意を喚起させることにより、食中毒発生防止の一助とするとともに食品衛生知識の高揚を図ることを目的とする。

2 実施期間

6月1日から9月30日まで

3 警報等の発令及び広報

千葉県健康福祉部長(以下「県健康福祉部長」という。)から警報等の発令の連絡を受けたときは、医療衛生部長は、警報等を発令するとともに、関係機関に通報する。

- (1) 警報等が発令された場合は、警報等伝達系統図(図-1)に基づき通報するものとする。
- (2) 警報等が発令された場合は、保健所等においてその旨の表示を行うものとする。

4 警報等の発令期間

- (1)食中毒注意報の期間は、食中毒警報の発令期間を除く6月1日から9月30日までとする。
- (2)食中毒警報の期間は、食中毒警報発令日から9月30日までとする。

附則

- この要領は、平成2年6月1日から施行する。
- この要領は、平成12年7月1日から施行する。
- この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年7月8日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年5月24日から施行する。